

第34回

今、若者に伝えたい 「美容医療」を受ける前に確認すること

相談事例

- ①「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ「広告の施術は効果が低い。本来は70万円のコースを特別に60万円にする」と勧められ、契約してしまった。後悔してクーリング・オフを申し出たが、応じてもらえない。(20歳代、男性)
- ②「二重まぶたの手術が1日で可能。手術当日に化粧できる」というSNS広告を見て、カウンセリングを申し込んだ。カウンセラーから「50万円の手術は腫れない」「一緒に目の下の脂肪吸引もやるとよい」と勧められ、90万円の契約を結んだ。そのまま当日に手術を受けたが、術後1週間経っても腫れが引かない。リスクの説明は無かった。(20歳代、女性)

●問題点とアドバイス

美容医療に関する消費生活相談では、美容に対する関心を持ち始める10～20歳代の若者からの相談が増加しています。

(1) その場で契約・施術をしない

美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。「広告の施術は仕上がりが悪い」とほかの施術を勧められたり、「今日契約・施術すれば割引」とせかされたりする場合は要注意です。カウンセリング当日の契約や施術に、安易に応じないようにしましょう。

(2) 広告に禁止表現がないかチェック!

違法な広告を出すクリニックと契約しない

クリニックが掲載する広告では、次のような表現は法律により禁止されています。

- ・データの根拠が無い「満足度〇%」「〇〇療法の効果は99%」
- ・「モデルの△△さんが当院に来院しました!」
- ・「ビフォーアフター写真のみ」で、治療内容や費用、リスクなどの詳細な説明が無い

- ・「キャンペーン実施中! 今なら〇〇円」「期間限定50%オフ」

(3) 施術前にリスクや副作用をよく確認する

「痛みが少ない」「当日化粧できる」など、低リスクをうたう広告や説明をうのみにしないようにしましょう。施術前のカウンセリングでは、次の点を医師から説明してもらい、よく理解したうえで判断しましょう。

- ・術中の痛みの程度
- ・ダウンタイム*の期間や起こり得る症状等
- ・合併症や後遺症の有無
- ・ほかの施術方法があるか
- ・使用する薬剤の名称や効能、副作用等

(4) 18歳で成人! 契約はじっくり検討しよう

成人になると原則として、一方的に契約をやることはできません。特に美容医療は身体への侵襲行為が伴う契約になるため、カウンセリング当日の施術は避け、効果とリスクのバランスをみて慎重に検討することが重要です。

* 治療後、施術内容によっては腫れやむくみ、痛み、内出血等が起こる場合があるが、こうした症状が落ち着いて、日常生活に戻るまでの期間のこと
参考: 国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.1)】美容医療サービスのトラブルー「10万円」のつもりが「70万円」の契約!? 即日施術は避けリスク等の確認を!」(2021年5月13日公表) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210513_1.html